

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

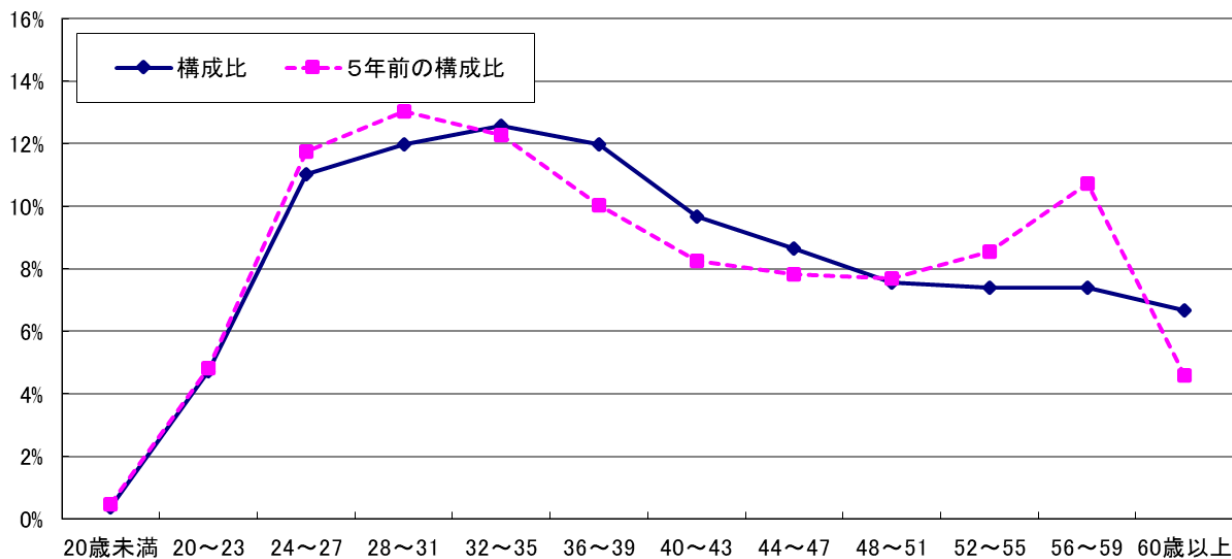
区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	68	70	+2	執行体制の強化
		総 務	1,243	1,240	▲3	執行体制の見直し
		税 務	570	570		
		民 生	1,106	1,189	+83	児童虐待防止対策の強化
		衛 生	1,493	1,503	+10	特定再生資源屋外保管業の規制等への対応
		商 工	322	329	+7	執行体制の強化
		労 働	206	203	▲3	執行体制の見直し
		農林水産	915	898	▲17	執行体制の見直し
	土 木	1,281	1,261	▲20	執行体制の見直し	
		計	7,204	7,263	+59	(参考：人口10万人当たり職員数 98人)
	教 育 部 門	41,604	41,789	+185	国の定数改善等に伴う増	
	警 察 部 門	12,885	12,982	+97	地方警察官の増員	
	小 計	61,693	62,034	+341	(参考：人口10万人当たり職員数 841人)	
会 計 部 門 公 営 企 業 等		病 院	193	198	+5	リハビリ提供体制の充実
		水 道	347	352	+5	執行体制の強化、浄水場拡張事業等の事業量増加による増員
		下 水 道	127	139	+12	下水道管の復旧工事及び再発防止対策等を推進するための体制強化
		そ の 他	104	102	▲2	執行体制の見直し
		小 計	771	791	+20	
合 計			62,464 [64,358]	62,825 [64,753]	+361 [+395]	(参考：人口10万人当たり職員数 852人)

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

3 一般行政部門において、県と同等の権限を有する政令市を除いた人口10万当たりの職員数は、121人で、全国一少ないものとなっています。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 239	人 2,966	人 6,934	人 7,527	人 7,891	人 7,534	人 6,072	人 5,425	人 4,752	人 4,643	人 4,645	人 4,197	人 62,825

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		6,961	7,155	7,195	7,200	7,204	7,263	302 (4.3%)
教育		37,803	40,666	41,080	41,187	41,604	41,789	3,986 (10.5%)
警察		12,860	12,860	12,858	12,857	12,885	12,982	32 (0.9%)
普通会計計		57,624	60,681	61,133	61,244	61,693	62,034	4,410 (7.7%)
公営企業等会計計		2,962	769	759	758	771	791	▲2,171 (▲73.3%)
総合計		60,586	61,450	61,892	62,002	62,464	62,825	2,239 (3.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。